



下関市一般不妊治療費助成事業Q & A

Q1 治療が同一年度内に人工授精に移行した場合、「一般不妊治療費助成事業」と「人工授精費助成事業」での助成は認められますか？

A1 認められます。それぞれで申請してください。

※同一日に申請される場合は、共通する添付書類（④住民票、⑤戸籍謄本（該当者のみ）、⑥市県民税（所得）証明書）は1セットの提出でよいものとします。しかし、別々に申請される場合はそれぞれに添付書類が必要となります。）

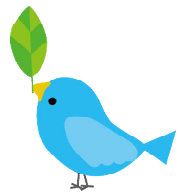
Q2 助成の対象となる治療費用の範囲は？

A2 医療保険適用の治療費（自己負担分）で、タイミング療法、男女の薬物療法、不妊検査、などです。人工授精、体外受精及び顕微授精（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を含む）は除きます。

また、交通費や、処方箋によらない医薬類似品（サプリメントや検査薬）などは対象外です。

Q3 申請する時期は、医療機関に対し支払った額が3万円を超えた時点ですか？

A3 年度内助成額が上限3万円ですので、3万円を超えた時点で申請できます。ただし、年度内に提出する必要があります。



Q4 複数の医療機関で検査、治療を行った場合、どうなりますか？

A4 3万円に満たない場合のみ、複数の医療機関での治療費申請額として合算し、助成を受けることができます。ただし、医療機関の証明書は、病院ごとに必要です。

Q5 薬局の証明書は、必ず必要でしょうか？

A5 医療機関に対し支払った額が3万円を超えている場合は、必要ありません。

3万円に満たない場合のみ、院外薬局での調剤料があれば申請額として合算できます。その場合、薬局の証明書と薬代の領収書（原本）も必要となります。薬代が助成対象に該当する期間は、医療機関の証明書に記載されている治療期間と同じになります。

Q6 助成期間の通算5年とは、連続する5年間のことですか？

A6 連続する5年間である必要はありません。この年の数え方は、4月～翌年3月末までの1年間（年度内）に1回でも助成された実績があれば、「1年」と数えます。この数え方で通算し、「5年」までが対象になります。

例：令和4年度、令和5年度、令和6年度に助成を受けた場合 → 通算3年

Q7 前年の所得がありません。市県民税所得課税証明書は必要ですか？

A7 必要です。

給与等による前年度所得のない方は先に、市民税課または、各総合支所市民生活課で、所得が「0」である申告をしてください。申告後に、「0」の所得証明書を発行することができます。

Q8 治療日が令和8年3月末日になると言われました。申請が年度内にできない場合はどうすればよいですか。

A8 原則、令和7年度の申請受付期限は、令和8年3月31日（火）までです。

ただし、医療機関の証明書等、一部の書類が揃わないため、申請が期日までに間に合わない場合は、令和8年3月31日までに下関市保健部健康推進課（083）231-1447にご相談ください。

ただし、申請に必要な書類のうち、住民票や所得課税証明書は、必ず令和8年3月中に取得をお願いします。